

議案第18号

さぬき市行政手続条例の一部改正について

さぬき市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続条例（平成14年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 届出（第35条）」を

「第5章 届出（第35条）」

第6章 雑則（第36条）」に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第13条第2項第4号中「給付すべき」を「納付すべき」に改める。

第19条第2項第4号中「第3号」を「前号」に改める。

第31条中「の取下げ」の前に「（法令（条例等を除く。）に基づき、行政庁の許可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを含む。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

さぬき市情報公開条例の一部改正について

さぬき市情報公開条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市情報公開条例の一部を改正する条例

さぬき市情報公開条例（平成14年さぬき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附則第3項中「次項においてこれらを「承継行政情報」という。ただし、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

さぬき市個人情報保護条例の一部改正について

さぬき市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「第2章第3節」を「前章第3節」に改める。

第49条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、「実施機関が」の次に「別に」を加える。

第53条中「第16条第7項」を「第17条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

さぬき市コミュニティバス運行条例の一部改正について

さぬき市コミュニティバス運行条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(平成22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

さぬき市コミュニティバス運行条例（平成14年さぬき市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「200円の」を「別表に定める」に改め、同項ただし書を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

利用日	運賃の額
平日	200円（中学生以下の者にあつては100円）
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日を除く。）	500円（中学生以下の者にあつては200円）

備考 表中の規定にかかわらず、小学生以上の旅客が同伴する小学校就学前の者（2人までに限る。）の運賃は、無料とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 22 号

さぬき市防災会議条例の一部改正について

さぬき市防災会議条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市防災会議条例の一部を改正する条例

さぬき市防災会議条例（平成14年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、さぬき市水防計画について調査審議すること。

第3条第5項中「をもって充てる」を「のうちから市長が委嘱し、又は任命する」に改め、同項第1号中「職員」の前に「うち市長が指定するものの」を加え、「市長が任命」を「当該指定地方行政機関の長が指名」に改め、同項第2号中「の知事の部内」を削り、「市長が任命」を「香川県知事が指名」に改め、同項第3号中「香川県警察の警察官のうち市長が任命」を「市の区域を管轄する警察署の長又はその長が指名」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「消防長」の次に「又はその指名する者」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号中「教育長」の前に「市教育委員会」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「市長がその部内」を「市」に改め、「のうちから任命する者」を削り、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 市副市長

第3条第5項第9号中「任命する」を「特に必要と認める」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「職員」の前に「うち市長が指定するものの」を加え、「市長が任命」を「当該機関の長が指名」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 市消防団長

第3条第7項中「第5項第7号」を「第5項第9号及び第10号」に改める。

第4条第2項中「市長が」の次に「委嘱し、又は」を加え、同条第3項中「解任」を「解嘱され、又は解任」に改める。

第5条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（さぬき市水防協議会条例の廃止）

2 さぬき市水防協議会条例（平成14年さぬき市条例第19号）は、廃止する。

（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成1

4年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。
別表水防協議会の委員の項を削る。

議案第 23 号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前のさぬき市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前のさぬき市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

議案第 2 4 号

さぬき市行政財産使用料条例の一部改正について

さぬき市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1 多和小学校体育館の項、多和小学校運動場の項及び多和小学校諸室の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 25 号

さぬき市公民館条例の一部改正について

さぬき市公民館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市公民館条例の一部を改正する条例

さぬき市公民館条例（平成14年さぬき市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「することができる」を「されることができる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「補欠委員」を「委員が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 26 号

さぬき市図書館条例の一部改正について

さぬき市図書館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市図書館条例の一部を改正する条例

さぬき市図書館条例（平成14年さぬき市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第3項ただし書を次のように改め、同項を同条第4項とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第2項中「の委員の定数」を削り、「10人以内とする」を「委員10人以内をもって組織する」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者の中から教育委員会が任命する。

第4条に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

第6条中「さぬき市教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 27 号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「25,200円」を「30,400円」に改め、同条第3号中「37,800円」を「45,600円」に改め、同条第4号中「50,400円」を「60,800円」に改め、同条第5号中「56,700円」を「68,700円」に改め、同条第6号中「63,000円」を「76,000円」に改め、同号イ中「200万円」を「190万円」に改め、同条第7号中「75,600円」を「91,200円」に改める。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第3条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第3条の規定にかかわらず、38,300円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第3条の規定にかかわらず、53,500円とする。

議案第 28 号

さぬき市みろくふれあい農園条例の一部改正について

さぬき市みろくふれあい農園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市みろくふれあい農園条例の一部を改正する条例

さぬき市みろくふれあい農園条例（平成14年さぬき市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（農園の区画）」に改め、同条中「面積は、1区画おおむね50平方メートル」を「は、別表のとおり」に改め、同条を第3条とする。

第5条ただし書中「使用申込み者が区画数に満たない場合」を「市長が必要と認めたとき」に、「超える」を「超えて使用する」に改め、同条を第4条とする。

第6条本文中「1年間」を「1年を超えない範囲内」に改め、同条ただし書を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（使用資格）」に改め、同条中「の使用資格条件」を「を使用することができる者」に、「次に」を「次のいずれにも」に、「ものであること」を「者」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「（使用の手続等）」に改め、同条第1項及び第2項中「承認」を「許可」に改め、同条第3項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第8条 農園の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用の許可を受けた期間が6月に満たないときの使用料は、前項の規定にかかわらず、日割りにより算定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条を次のように改める。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する使用料を納付した者で市長が相当な理由があると認めた場合には、規則で定めるところにより還付することができる。

第10条を削る。

第11条第1号中「建物及び」を「土地の形質を変更し、」に改め、同条第6号中「又は他目的資材等」を「、他目的資材等」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「決定」を「許可」に改め、同条第1項中「決定」を「の許可」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「使用資格条件」を「第6条に規定する資格」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「使用料」の前に「指定された期限までに」を加え、「支払」を「納付」に改め、

同号を同項第4号とし、同条第2項中「契約」を「の許可」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「使用期間」を「当該許可に係る使用の期間」に、「満了した場合」を「満了し、使用を廃止し、」に、「使用を取り消された場合若しくは使用途中において使用を辞退した場合」を「前条第1項の規定により当該許可を取り消されたとき」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条、第8条関係）

区分	面積	区画数	使用料（年額）
A	36㎡未満	4	6,000円
B	36㎡以上46㎡未満	17	8,000円
C	46㎡以上56㎡未満	60	10,000円
D	56㎡以上66㎡未満	8	11,000円
E	66㎡以上	1	12,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のさぬき市みろくふれあい農園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市みろくふれあい農園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 29 号

さぬき市営住宅管理条例の一部改正について

さぬき市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅管理条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に改める。

第6条第1項中「老人、身体障害者」を「高齢者、障害者」に、「令第6条第1項」を「規則」に改め、「定める者」の次に「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）」を加え、「老人等」を「高齢者等」に改め、同条第2項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）」を「都市計画法」に改め、同条に次の2項を加える。

3 市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の地方公共団体に意見を求めることができる。

第7条第1項第1号ア中「及び」の次に「廃止前の」を加える。

第8条中「入居できる者は」の次に「、第6条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げる条件を具備し、かつ」を加え、「、市内に住所又は勤務場所を有し、かつ、市税を滞納していない者であること」を「なければならぬ」に改め、同条第3号及び第4号中「20万円」を「158,000円」に改め、同条第5号を削る。

第9条第2項中「老人等」を「高齢者等」に改める。

第11条第2項中「老人」を「高齢者」に、「前項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改める。

第15条第5項中「当該入居決定者に対して」を削り、「市営住宅の入居可能日を」を「入居日を指定し、その者に」に改め、同条第6項中「により通知された入居可能日」を「の規定により指定された入居日（第23条第1項において「入居指定日」という。）」に改める。

第19条第5項中「第13条第1項及び」を「第13条並びに」に、第20条第1項並びに第2項」を「第20条及び第21条」に改める。

第22条第2項中「市長は、」、「中「第19条第1項並びに第2項」を「第19条第3項」と読み替えた上、同条、「これに」及び「ものとする」を削る。

第23条第1項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

第41条中「除却前に」を「除却前の」に改める。

第49条中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

第54条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第66条第2項中「第45条第2項から第5項まで」を「第45条第2項から第4項まで」に改め、「市営住宅」の次に「とあり、及び住宅」を加える。

第68条第5項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(読替規定)

5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条第1項の規定の適用については、同項第3号ア中「その他の令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧令」という。)」と、同号中「令」とあるのは「旧令」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第3号、第6条第2項、第7条第1項第1号ア、第8条、第11条第2項、第15条、第19条第5項、第22条第2項、第23条第1項、第41条、第49条、第54条、第66条第2項及び第68条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第30号

さぬき市・三木町山林組合の共同処理する事務及び
さぬき市・三木町山林組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成24年4月1日からさぬき市・三木町山林組合の共同処理する事務を変更し、別紙のとおりさぬき市・三木町山林組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市・三木町山林組合規約の一部を変更する規約

さぬき市・三木町山林組合規約（昭和2年7月13日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「組合が所有する」を「別表に掲げる所有者が所有する」に改める。

第5条第2項中「直ちに」を「速やかに」に改める。

第6条中「三木町長又はさぬき市議会若しくは財産区議会の議員としての任期による」を「さぬき市議会の議員のうちから選挙された者及び三木町長にあっては、それぞれ当該議会の議員又は町長としての任期によるものとし、財産区議会の議員のうちから選挙された者にあつては、当該財産区議会において選挙した日の翌日から起算して4年とする」に改め、同条ただし書を削る。

別表中「（第11条関係）」を「（第3条、第11条関係）」に、「面積」を「林野面積」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

さぬき市総合計画後期基本計画の策定について

さぬき市総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成 1 6 年さぬき市条例第 2 9 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 3 2 号

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

本市と高松市の間において、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定を別冊のとおり締結することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 33 号

さぬき市ワイン加工施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市ワイン加工施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市ワイン加工施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社さぬき市 S A 公社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 4 指定の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

議案第 3 4 号

さぬき市物産センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市物産センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市物産センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社さぬき市 S A 公社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 4 指定の期間
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日

議案第 35 号

工事請負契約の締結について（平成 23 年度（補正分）志度小学校 校舎改築工事（建築・解体））

平成 23 年度（補正分）志度小学校校舎改築工事（建築・解体）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成 23 年度（補正分）志度小学校校舎改築工事（建築・解体） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金 260,925,000 円
うち消費税及び地方消費税額 12,425,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町 3 丁目 8 番 11 号
西松建設株式会社 四国支店
執行役員支店長 金子 秀 雄 |

議案第 36 号

工事請負契約の締結について（平成 23 年度（補正分）長尾中学校
校舎改修工事（建築））

平成 23 年度（補正分）長尾中学校校舎改修工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成 23 年度（補正分）長尾中学校校舎改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金 192,150,000 円
うち消費税及び地方消費税額 9,150,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市藤塚町 1 丁目 11 番 22 号
株式会社穴吹建設
代表取締役 眞 鍋 忠 晴 |

議案第 37 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 鴨部川流域下水道事業用施設一式 |
| (1) 土地 | |
| 所在地 | さぬき市鴨庄字西新開 881 番地 19 外 11 筆 |
| 取得予定面積 | 31,793 m ² |
| (2) 建物等 | 管理棟外 4 棟及び工作物（付帯設備、立木等を含む。）一式 |
| 2 取得の目的 | 公共下水道事業用施設として譲渡を受けるため |
| 3 取得予定金額 | 一金 911,805,952 円 |
| 4 取得の相手方 | 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県
香川県知事 浜 田 恵 造 |